

## ～～～政治団体による政治活動の留意事項～～～



令和 5 年 1 月  
千葉県選挙管理委員会

### ●選挙運動と政治活動について●

選挙運動は、立候補の届け出が受理された時から、投票日の前日までの間に限り行えるものであり、立候補届出前のすべての選挙運動（いわゆる事前運動）は禁止されています。（公職選挙法（以下、「公選法」。）129）

したがって、選挙運動期間外の政治活動が、選挙運動にわたることがないように注意が必要です。

#### 「選挙運動」とは

「特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接または間接に必要かつ有利になる行為。」とされています。

### ●政治団体用文書図画の規制●

公職の候補者及び候補者になろうとする者（現職を含む。以下、「候補者等」。）及び後援団体の政治活動のために使用される文書図画で、①当該候補者等の氏名又は氏名が類推されるような事項を表示するもの、②当該後援団体の名称を表示するものは、次の(1)～(4)に掲げるもの以外は掲示することが禁止されています。また、その内容や掲示の状況から、選挙運動にわたるものであってはなりません。

#### (1) 立札及び看板の類で、候補者等又は後援団体の政治活動の事務所に掲示するもの

(公選法 143⑩1)

規格は 150cm×40cm 以内。ただし、この規格には下の足の部分等も含まれます。また、立札・看板の類（のぼりも含まれます。）には、当該選挙を所管する選挙管理委員会が交付する「証票」を貼付する必要があります（公選法 143⑰）。

#### ア 掲示枚数の制限及び「証票」の交付申請の方法

(ア) 候補者等 1 人につき又は同一の候補者等に係るすべての後援団体を通じて掲示することができる枚数の上限は、次頁の表のとおりです。なお、掲示は 1 事務所当たり 2 枚までです（1 枚の立札及び看板の類の両面を使用したものは 2 枚と数えます）。

(イ) 証票の交付申請は、次頁の区分に応じて申請する選挙管理委員会が異なります。なお、交付申請の際には、掲出予定場所の住所の記載が必要となりますので、予め用意を頂きますようお願いします。

【証票の交付申請先等】

選挙の種類	証票の枚数		証票交付申請先
	公職の候補者等	後援団体	
参議院議員(比例代表)	100 枚 (ただし、県内には 24 枚)	150 枚 (ただし、県内には 36 枚)	中央選挙管理会 (総務省)
衆議院議員(比例代表)	44 枚 (ただし、一の衆議院小選挙区内には 10 枚以内)	66 枚 (ただし、一の衆議院小選挙区内には 15 枚以内)	
参議院議員(選挙区)	24 枚	36 枚	千葉県選挙管理委員会
衆議院議員(小選挙区)	10 枚	15 枚	
県知事	24 枚	36 枚	
県議会議員	6 枚	6 枚	
指定都市市長	10 枚	10 枚	当該市の選挙管理委員会
指定都市議会議員	6 枚	6 枚	
指定都市以外の市長・市議会議員	6 枚	6 枚	
町村長・町村議会議員	4 枚	4 枚	当該町村の選挙管理委員会

イ 立札・看板の類に関する留意事項

- (ア) 事務所のある場所に掲示しなければいけません。
- (イ) 自動車等に取り付けて掲示することはできません。
- (ウ) 本条の立札・看板の類は、選挙期間前に掲示したものであれば、選挙期間中でも掲示しておくことができます。ただし、選挙期間中の新たな掲示や移動はできません。

◎証票の交付・返還等に関する留意事項◎

- 公職の種類が変わる場合(例：市長⇒知事)には、まず現在証票の交付を受けている選挙管理委員会に証票をすべて返還し、その後新たな公職の種類に応じて証票の交付を受けてください。
- 証票を紛失した場合には、遅滞なく証票の交付を受けた選挙管理委員会に届け出てください。また、証票の再交付が必要な場合は、併せて選挙管理委員会にお問い合わせください。なお、千葉県選挙管理委員会では、残りの証票すべてを返還して頂き、再度新たな番号の証票を交付しています。
- 証票には有効期限があります。期限が切れた証票は無効です。期限が切れる前に交付先の選挙管理委員会にお問い合わせの上、新たな証票の交付を受けてください。

(2) 政治活動用ポスター（公選法 143⑩2）

以下のいずれかに該当するものは掲示できません。

ア ベニヤ板・プラスチック板等で裏打ちされているもの

イ 表面に掲示責任者、印刷者の氏名及び住所（法人にあっては名称及び住所）が記載されていないもの（公選法 143⑩8）

ウ 選挙ごとにそれぞれ当該選挙区内に、選挙前の一定期間内（※）に掲示するもの

※（注）選挙ごとに、それぞれ当該選挙区内に掲示することができない選挙前の一定期間とは、以下のとおりです。（公選法 143⑩9）

- ・衆議院議員総選挙：任期満了の日の6月前の日から又は解散の日の翌日から選挙期日まで
- ・参議院議員通常選挙：任期満了の日の6月前の日から選挙期日まで
- ・地方選挙：任期満了の日の6月前の日から又は選挙事由が告示された日の翌日から選挙期日まで
- ・各選挙の再選挙・補欠選挙：選挙事由が告示された日の翌日から選挙期日まで

(3) 政治活動のための演説会等の開催中、その会場において使用されるもの（公選法 143⑩3）

(4) 選挙運動期間中、特に掲示を認められたもの（公選法 14 章の 3 関係）

（例）確認団体が掲示する政治活動用ポスター等

以上の規制に違反する文書図画を掲示した場合には、県選挙管理委員会又は市町村選挙管理委員会は、警察署長に通報のうえ、撤去命令をすることができます。（公選法 147、201 の 11⑩）

なお、いずれの掲示物も掲示するには、その場所の管理者等の許可・承諾が必要となります。

**◎政治活動Q&A◎**

**Q 1** 市議の政治活動として駅頭で市政報告会を行う際、氏名入りのぼり旗を掲示できますか。

**A 1** 掲示できない。

※ のぼり旗は看板の類と解されており、氏名入りの看板は街頭演説の場所では掲示できない。

**Q 2** 市議の政治活動として駅頭で市政報告会を行う際、氏名入りのたすきを身につけることはできますか。また、氏名ではなく「本人」と記載されているものはどうですか。

**A 2** 氏名入りのたすきは、できない。「本人」と記載されているものは可能。

※ たすきは、上記（1）～（4）にある掲示が認められた文書図画ではない。なお、「本人」だけでは、氏名が類推される事項に当たらず使用することは可能。

## ●選挙時（選挙運動期間中）の政治活動●

選挙の自由公正確保の観点から、政党やその他政治団体が行う政治活動については、一定の制限が設けられています。

選挙期日の公示（告示）の日から投票日当日までの選挙時においては、政党やその他政治団体の政治活動は、選挙の種類により次のように規制されています。

選挙の種類	選挙期間中禁止される政治活動	備考
衆議院議員総選挙 参議院議員通常選挙 県知事選挙 県議会議員選挙 指定都市市長選挙 指定都市議会議員選挙 市長選挙	①政談演説会の開催 ②街頭政談演説会の開催 ③政治活動用自動車（船舶）の使用 ④拡声機の使用 ⑤ポスターの掲示 ⑥立札・看板の類の掲示 ⑦ビラ類の頒布 ⑧選挙に関する報道評論を掲載した機関紙誌等の頒布又は掲示（公選法 201 の 15） ⑨連呼行為（公選法 201 の 13①1） ⑩公共建物における文書図画の頒布（公選法 201 の 13①3） ⑪掲示又は頒布する文書図画における候補者等の氏名または氏名類推事項の記載（公選法 201 の 13①2）	①～⑩は、確認団体に限り一定の条件の下で行うことができます。確認団体とは、一定の要件の下で総務大臣又は選挙管理委員会が確認書を交付した政党又は政治団体のことです。  （※衆議院議員総選挙には確認団体制度がありません。）
市議会議員選挙 町村長選挙 町村議会議員選挙	⑨連呼行為 ⑩公共建物における文書図画の頒布 ⑪掲示又は頒布する文書図画における候補者等の氏名または氏名類推事項の記載	確認団体の制度はありません。上段の選挙と同時に行われる場合は、①～⑧についても禁止されています。

※上記の方法による政治活動以外は、自由に行うことができます。

その他、政治団体による政治活動に疑問点等がありましたら、千葉県選挙管理委員会にお問い合わせください。

千葉県選挙管理委員会  
 〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号  
 電話：043-223-2142